

Title	米布合併の先例 (其一)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.3 (1910. 9) ,p.287(41)- 310(64)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100900-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

40 ならず。然りと雖も所謂私經濟制度の現象を説明するに際しては之が原因を營利衝動に歸するの說今尙ほ甚だ少なからず、殊に價格問題の研究の如きは殆ど悉く利己心の作用を唯一主要の前提として之を試むるの風あり。而して當今の實際より觀るも吾人の經濟的營利的生活は營利衝動と密接の關係を有すること國家的並に宗教的生活其他の生活方面よりも遙に大なるものあるなり。然れば斯學研究上一種必須の前提として此衝動の作用を認むるは勿論之を是認せざるを得ずと雖も、此衝動が果して舊學說の如く一切の經濟的行爲の根本的厚始の原因なるや否やに至りては既に大に疑なきを得ず。而して若し前述の新派學說の如く、他に種々なる原因、原動力の經濟的現象を左右するものありとせば其原因原動力に對する此衝動の關係如何の問題は又此に之を明にするの必要なきを得ず。併し、此等の諸點に關する疑問は先づ所謂營利衝動なるもの、由來及び發達を明にするに於ては概ね之を闡明し得可きが故に、吾人は此に少しく其由來及び發達に就て序する所ある可し。(未完)

米布合併の先例 (其二)

板倉 卓造

(一) 日韓合併と米布合併

一國が其存立を失ひて、他國に合併せらるゝの例は、古來の歴史に珍しからず。近代に於ても、一八九六年佛國のマダガスカル、九八年米國の布哇、一九〇〇年英國のトランスヴァール、近くは一昨年、白耳義とコンゴ自由國との合併の如き、其最も著名なるものなり。是等の先例を、今度の日韓合併に比較するに、韓國が我保護國より一轉して合併せられたるの事實は、マダガスカルが最初佛國の保護國にして、後に合併せられたるの事實と酷似するが如くなれども、之を米國が布哇を合併するに至りたる前後の事情に對比すれば、日韓合併は種々の重要な點に於て、前者よりも寧ろ後者に類するを認めざるを得ず。即ち米布の合併は、少なくとも左の四點に於て、日韓合併と其事情を同じくするものと云ふ可し。

41

一、米國と布哇との地理上の關係は、米國が將來政治上に、通商上に、太平洋に其驥

42

足を伸ばさんとするには、必ずや同島を其掌中に收めざる可からざること、恰も日本と韓國との地理上の關係は、日本が將來亞細亞大陸に於て政治上、通商上その他に、一國の發展を期せんとするには、是非とも韓國を我勢力の下に置かざる可からざるの事情に相似たり。

二、隨て若しも他國が來て布哇に勢力を扶殖し若しくは之を併呑するが如きことあらんか、太平洋に發展するの希望を空しくするは勿論、第一に米國西海岸に於ける國防上の關係に、容易ならざる影響を被むる可きを以て、米國は夙に他國の異圖を排斥するに努め、一八二〇年大統領モンローの時、先づ第一に之れと通商航海條約を締結し、且つ四二年大統領タイラーの時、眞先きに其獨立を承認して他國をして之を尊重せしめたること、恰も日本が若し韓國にして他國の願使に服し、若しくは隸屬に歸するが如きことあらんか、將來大陸に活動を試むるが如き、全然その望を絶つ可きは固より、第一に我立國の基礎を危くせらるゝものなるが故に、韓國に對する他國の野心は、極力これを排斥するに努力し、依て先づ明治九年江華島に於て、日韓修交條規を締結し、『朝鮮國は自主の邦にして、日本國

と平等の權を保有せり、嗣後兩國和親の實を表せんと欲するには、彼此互に同等の禮義を以て相接待し、毫も侵越猜嫌することあるべからず』とて、明白に其獨立自主の一國たることを承認し、以て世々清國の附庸國たりし關係を打破するに及び、他國も之に倣ひて、其獨立國たることを認むるに至りし事情と相似たり。

三、布哇の獨立を認めたる後、米國政府は機會ある毎に、布哇の獨立は米國の立國上最も須要なる條件なるを以て、他國の漫に之を侵すものあらんか、米國は決して之を看過することを得ざる旨を宣言したるのみならず、一八四三年布哇が英國の爲めに其領土を侵害せられんとし、四八年再び佛國の爲めに苦しめらるゝや常に布哇を援助して、其獨立を全ふせしめたるは、日本が明治九年の江華島條約以來、動もすれば韓國が尙ほ清國の領屬なるが如き事實あるに對し、毎度これを排斥するに努め、遂に明治二十七八年に於ける日清戰爭、更に三十七八年に於ける日露戰爭を戦ふの止むを得ざるに至りたるの事情と、略ぼ相似たり。

43

四、斯の如く米國は半世紀以上の間、陰に陽に、直接に間接に、他國の野心に對して、布哇の獨立を維持し、領土を保全せしむるに苦心したるも、結局これを米國に合併

44
して、確實に其庇護の下に置くに非ざれば、布哇は早晩他國の侵害を免かれざるの運命に在るを以て、米國は斷然その將來の禍根を絶つに決し、遂に一八九八年布哇合併を斷行するに至りたるの事情は、日本が多年韓國獨立の爲めに容易ならざる苦心を致し、夫れが爲めに兩度まで大戦争を敢てするに至りたるも、之を保護國として、徒に一國の空名を保持せしむるよりは、寧ろ斷然我に合併して、他日紛争の種子を、今日に於て艾除するに若かずとて、遂にいよく之を合併するに至りたるの事情と相似たるを見る可し。

以上の四點は、日韓合併と米布合併の由來に、恰も符節を合はすが如き類似の事情あるを指摘したるものなれども、更に其事情の細密に入らば、尙ほ兩者の類似點の多々なるを發見す可し。依て今米布合併の由來に關する最も信憑す可き材料に據り、合併に至るまでの事情を略記して、以て日韓合併と甚だ相似たるの事實を證明す可し。

(一) 米布交通前の布哇

布哇の屬するサンドウキツチ群島と云ふは、一七七七八年これを發見したる英國

の航海家クックの爲めに、有力なる後援者たりし、時の英國海軍大臣サンドウキツチ伯を紀念せん爲めに、此名稱を附したるものなり。布哇は此群島の一なれども、公式にはサンドウキツチの名を用ゐずして、布哇と呼ぶを常とす。

布哇の初め發見せられたるは、クック以前、西班牙人がエタノールなるもの一五三五年の頃、既に之を知りたりと云へば、コロンブスの亞米利加發見より僅に三十七年後のみ。然れども歐洲人に依りて其存在を正確に知られたるは、クックの發見以後にして、次に渡來したるは、英國有名の航海家ヴァンクローヴァーなり。其布哇に來ること前後三回、國王及び島民を導きて、初めて文明の道を知らしめたること、今尙ほ布哇の歴史に明なる所なり。一七九四年其第三回渡來の際ヴァンクローヴァーは、同島の英國に取りて甚だ重要なるを看破し、國王カメハメハを説て、群島の諸島主を集め、會議を開きて、英國に隸屬せんことを謀らしむ。英國は布哇を保護し、且つ軍艦一隻を送る可きを約して、布哇は英領に歸す可きを承諾したるより、ヴァンクローヴァーは、國王及び諸島主が英國に其群島を讓與したる旨を記したる銅標を作り、之を何人の目にも立ち易き場所に建て、壯大なる祭典を行ひて立去りたり

しが、ヴァンクトヴァーの報告、本國に達したる際は、時恰も佛國革命の最中なりしを以て、英國は専ら其方に注意を奪はれ、遂に布哇占領を實にすること能はずして止みたりき。

英人に次で布哇を得んとしたるものは露人なり。一八〇九年の頃より露人の同島に往來するもの漸く多く、次第に通商の道も開けしかば、當時露領アラスカの知事バラノフは、太平洋に露領を作らんとて、先づ布哇に着眼し、一八一五年船一隻を送りて、群島の西方に位するカウアイ島に着す。島の有司と談判の後、上陸して石造の城砦を築き、之に露國の國旗を掲げたり。露國の史家テイクメネフの記する所に據れば、カウアイ島主より通商上の特權を得、且つ同島を露帝の保護の下に置くの約を結びしに、此報、露帝に達せしとき、帝は之を認めざりしと云ふ。カメハメハ王、露人の侵入を聞くや、直に彼等に退却を命じ、遂に其築きたる城砦を破壊したるより、露人は其志を成さずして退きたりしが、其後露國は布哇に對する野心を絶ちたりき。

III、米布の交通開始

之より先き米國人の布哇に往來するもの既に少なからず、中にもボートンの商人が、船を醸してケープ、ホーンを迂廻し、米國の西北海岸に至りて、印度人より獸皮を得、更に之を支那廣東地方に送りて、茶、絹布、磁器の類と交換し、復び米國に歸るの例なりしが、其米國西北海岸に印度人と取引する間に、屢々布哇に立寄り、或は之を根據地として、此處より西北海岸地方に往復したるの事實は、歴史に存する所なり。彼のヴァンクローヴァーが、一七九二年此島に來りし時は、既に米人の在住するものを見たりと云ふ。殊に同島が檀香の産に富むより、米國商人の注意を喚起して、米船の出入漸く多く、一時檀香の採伐業非常の盛況を告げたりしが、程なく減ぶるに至り、之に代りたるものは、捕鯨業なり。一八一九年、米國鯨捕船の初めて布哇に現はれたる以來、捕鯨業は遽に急速の進歩を爲し、米國は更なり、佛蘭、英等の諸國捕鯨船の布哇に出没するもの頗る多かりし中に、米國船の殊に多數を占めたるは、最も顯著なる事實なりき。加ふるに一七八八年の頃、米國人に依りて初めて耶蘇教を輸入せられ、ヴァンクローヴァー亦その教義を傳へたる以來、漸く島民の間に行はれ、國王の之を認めて、其傳播を獎勵するに至りて、米國宣教師の渡來するもの、おい／＼

48 多きを加へたるより、布哇と米國との交通は、次第に頻繁ならんとせり。

此に於て、米國政府は、布哇に於ける自國人民を保護し、且つ將來通商の隆盛を期せん爲め、一八二〇年ジョン・ジョーンスなるものを、米國通商航海事務官 (Agent of the United States for commerce and seamen) に任じ、之を布哇に派遣して、普通領事の職務を執らしむると同時に、布哇の中央政府及び地方官憲と、政治的關係を保持せしめたり。是れ米布兩國政府の間に、初めて公然正式の交通を開始したるものにして、其後五年を経て、英國政府がリチャード・チャールトンなるものを、布哇及びビンサエテイー島の總領事として派遣するまで、ジョン・ジョーンスは、實に布哇に於ける唯一の外國官吏なりき。ジョン・ジョーンス布哇に留まること、十八箇年の後、一八三八年罷められて本國に歸り、ブリンズメードなるもの之に代りたりしが、ジョン・ジョーンスの派遣は、即ち米國政府が、非公式に布哇の獨立國たるを認めたる其第一歩なりと云ふことを得べし。

米人の渡來するもの多きを加ふるに連れ、島國政府又は島民との間に、商賣取引その他に關して、種々の爭論を生じ、兎角米人と島民との間柄圓滑を缺き、動もすれば

ば不穩の沙汰相續くの有様なるより、米國政府は特使を派して、從來の爭論を圓滿に處理し、尙ほ將來の交誼を厚ふするの目的を以て、二五年ピーコック艦長トーマス・ジョーンスをして、其任に赴かしむ。當時米布の間大小の紛議數ふ可からず、中には忌はしき事件もありて、其解決甚だ面倒なりしに拘はらず、艦長ジョーンスの處理頗る宜しきに適ひ、兩國の利益感情を傷くることなくして、巧に事を收めたるのみならず、布哇政府の深き信用を博したるより、遂に進で米布の間に修交通商航海條約 (Treaty of friendship, commerce, and navigation) を締結するに至りたり。此條約は當時文明諸國間に普通に行はれたる諸條款を含み、殊に布哇は尙ほ未開の域を脱せざるに、島國裁判所の完全なる權利を承認して、在留米國人は其裁判に服従すべきことの規定を存したるは、以て米國が如何に布哇を重要視したるかを見る可し。此條約締結談判の際、前記英國總領事チャールトンも其席に列なり、突然布哇は元來英領なるを以て、漫に他國と條約を結ぶの權なきを申出でたりしに對し、艦長ジョーンスは、英國政府が總領事として、チャールトン其人を此國に駐在せしむる此事實こそ、即ち英國が布哇を以て獨立の一國と視做す證據なりとて、斷然チャール

50 トンの言を排し、遂に二六年成立調印したるもの之を布哇が諸外國と通商條約を締結したる嚆矢なりとす。但し此條約は米國上院に於て批准せられざりしを以て、正式には無効なりしも、實際には四九年國務卿クレイトンの時、更めて新條約を締結するに至るまで、殆ど故障なく行はれたりき。其後三六年に在り、英國軍艦アクトオン來り、威嚇手段に依て通商條約を結び、三九年佛國軍艦亦これと一條約を結びたり。此事次節に述ぶ可し。

右の條約を結びてより後三年、米國は軍艦ヅピンセンスを派遣し、時の大統領ジャクソンの好意を體したる海軍卿の手書を齎らし、且つ諸種の贈物を致さしめたるに、國王カハハメハ三世の歡喜斜ならず、諸島主、諸大臣を招して、海軍卿よりの手書を譯讀せしめたる其手書の要旨は、布哇文化の進歩著しきを賞讃し、尙ほ將來の發達を怠らざらんことを希望したるものなりしが、其書中、米國人にして布哇の法律を侵すものは、同時に自國の政府に對する義務を亂るものなるが故に、之を處罰するを要すとて、布哇の法律を尊重す可き旨を明にしたるの一事は、布哇政府の最も満足に思ひたる所にして、國王は直に懇篤親切なる國書を裁して大統領に送りたり。ヅピンセンスの艦長は、國王及び島主に對し、布哇が獨立國としての權利義務に關する有益なる忠言を與へて歸國したりと云ふ。

以上の記事は即ち布哇が其後米國に依りて正式に獨立を承認せらるゝに至れる其最初の成行を明にするものにして、固より其内面の事情に至りては、種々の奸惡なる術數も行はれ、面白からぬ出來事も續出したれども、強國と弱國との間には、何れの歴史にも珍らしからざるのみならず、強て穿鑿す可き要もなかる可しと思はるれば、茲には之を略すを可とす。

(四) 布哇獨立の承認

一八三九年、佛國軍艦アーテミーズ、ホノル、に來りて布哇政府を威壓すること甚だ急なり。之より先き布哇は耶蘇新教大に行はれて、既に國教の如くに視做されたる其處に、中途より舊教輸入せられたるより、兩派の軋轢忽ち起り、新教の宣教師多くは米人は、國王に迫りて舊教を排斥せしめ、或は其僧侶多くは佛人を放逐し、或は其信徒を處刑して、具さに迫害を加へたるを以て、舊教徒は遂に佛國に訴へて、布哇政府に干渉せんことを請ひたれば、佛國軍艦は屢々來りて、政府に忠告したり

しも、布哇は頑として之に應ぜず、ますます、迫害を加へたるより、英國領事の如きも、一は米國宣教師の跋扈を惡むの念より、舊教徒を援くること甚だ熱心なりき。

偶々佛國軍艦アーテミーズは、世界周航の途中シドニーに在り、佛國政府は之に命令を與へて、タヒチを経てホノル、に赴かしむ。蓋し當時の佛國政府は、極めて強硬なる殖民政策を遂行するものなりき。艦長ラプラスは、ホノル、に着するや否や、直に佛國王の名を以て、布哇政府が舊教徒なる佛國人民に迫害を加へたるを抗議し、且つ五箇條の要求を提出して、一、國王に屬する全群島内に舊教の自由を布告すること、二、ホノル、に舊教寺院の建設地を寄與すること、三、舊教徒の獄に投せられたる者を赦免すること、四、將來の保證として、國王はアーテミーズ艦長に金二萬弗を預託すること、但し條約の誠實に行はるゝを認むる時は之を返附す可し、五、以上の條項を承諾したる條約に國王をして調印せしめ、之と共に前記の保證金を携帶して、國王配下の重なる族長一名を軍艦に差遣せしめ、且つ佛國々旗に二十一發の禮砲を行ふことを迫り、若し速に之に應ぜざるときは、立所に戦端を開始せらる可く、之より生ずる一切の責任は、布哇政府に於て負擔す可きものなることを警

告し、艦中に政府の人質を監禁し、ホノル、港に封鎖を宣言したり。同時に英米領事に通告して、今より三日の後、戦争開始せらる可きに因り、保護を望むものは、佛國軍艦に来る可きを知らしめたる中に、米國領事に與へたる通告には、但し新教の僧侶及び之に加擔して佛國に仇を爲したるものには保護を與ふる限りに非ざるよしを附記したるより、米國宣教師は、米國領事館に避難するの止むを得ざるに至れり。時恰も國王ホノル、に在らざりしかば、政府は其歸還まで事を猶豫せんことを請ひ、一兩日の延期を得たるも、佛國軍艦の要求甚だ急なるより、條約と保證金とを持參して、纔に難を免がれたる其處に、國王の歸來したるを捕へ、アーテミーズ艦長は更に通商條約の締結を強請し、艦長より示したる案文に、一字の修正を加へしめずして、國王をして之に調印せしめたり。此條約中最も重要なるもの二箇條あり、一は佛國民は佛國領事が外國居留民中より指名したる陪審官に依るに非ざれば、如何なる犯罪も罰せらるゝことなかる可しと云ふもの、二は佛國商品、就中葡萄酒、ブランドーは、其輸入を禁せらるゝことなかる可く、且つ從價税五分以上の高率なる輸入税を課せらるゝことなかる可しと云ふもの是れなり。

前に記したる如く、英國軍艦アクテオンが、三六年布哇と條約を締結したるも、脅喝を用ゐて其目的を達したるなり。今又佛國と條約を結びたるも、軍艦アーテミーズの威嚇に依るものなり。彼と云ひ是と云ひ、畢竟布哇が獨立の實を有せざるに因るものなれば、先づ列國より其獨立の承認を得るに若かずとて、偶々當時布哇に在りて、島民の事情に精通せる、ハドソン灣會社社長英人サー、ジョージ、シムプソンの勸告に従ひ、特使を英、佛、米の三國に派遣することに決し、一八四二年、サー、ジョージを英國に、國王の秘書官ハリー、オと、米國宣教師にして國王の顧問たるリチャーズの兩人を米國に遣はし、次に三人倫敦に合して佛國に赴かしむ。但し之を以て布哇が使節を外國に派遣したる嚆矢なりと爲すものあれども、之より先き四〇年米國オレゴン州の法律家フアーナムなるものを使節として、獨立の承認を求めしむる爲め、英、佛、米三國に遣はしたるの事實あり。唯だ其功を奏せざりし爲め、廣く傳はらざるのみ。國王が三使節を外國に送りたるよしを聞くや、英國領事チャールトンは、豫て布哇を英領とするの希望を有するより、三使節の目的を挫折せしめんとて、アレキサンダー、シムプソンなるものを代理領事として留め、直に本國に發足

したる其途中、恰もメキシコなるマザトランに碇泊中なる英國軍艦ケリースフォートに遭ひたるを以て、事を艦長ポールレット卿に告げたるに次で、代理領事シムプソン亦布哇に於ける英人の危急を訴へて、英國太平洋艦隊司令官トーマス少將に援助を求めたるより、前記ケリースフォートを以て、ホノルルに急航し事態を審議せしめたりしに、此事後に至りて大紛擾の基因を爲したり。

四二年の暮、ハリー、オ、リチャーズの兩使節華盛頓に到着し、國務卿ウェブスターに會見して、米布兩國古來の關係を陳じ、其獨立の承認を求めたるに、ウェブスターは直に之を快諾し、且つ左の宣言を發すると共に、公然之を諸外國に通せしめたり。『合衆國は、サンドウキツチ群島の現當局者を以て、民情に適し且つ人民の所信に基づく政府として之を承認す可し。大統領の所見に據れば、通商列國の利益より見て、該政府が他國の爲めに干渉せられざるを要す。同島に出入する船舶中、其大多數は合衆國に屬すること明なるが故に、合衆國は他の何國よりも、同島及び同政府の運命に關して、多大の利害を感ずるものなり。此點より大統領は合衆國政府の意見を代表して、サンドウキツチ群島政府は尊重せらる可く、何國も征

服もしくは植民の目的を以て、同島を占領せざる可く、又何國も現政府に對し、不當の束縛を加へ、若しくは通局に關する絶對の特典又は恩惠を求むることなからざる可きことを宣言するものなり。

大統領タイラー亦同年の國會に與へたる教書中に、布哇の獨立を承認するに至れる次第を述べ、且つ如何なる國たるを問はず、同國の獨立を害せんとするものある時は、米國は之を座視すること能はず、必ずや此國に對し斷然たる手段に出づ可き旨を聲明したり。

續て翌年英佛兩政府も亦その獨立を認めたりしが、兩國は更に一步を進め、英國外務大臣アバードイン卿と時の駐英大使との間に宣言書を發し、『サンドウヰツチ群島の政府は、諸外國との關係を完全に處理するとを得るものと認むるに就ては、兩國互に之を獨立國として承認し、直接にも間接にも其保護國の名を以てすると又他の形式を以てするに拘はらず、群島の領土中その如何なる部分をも占領せざる可き』を約し、この宣言に米國を誘ひて、加盟せしめんとしたるに、米國政府は歐洲諸國と事に携はり、爲めに將來の紛争に投ずるが如きことあらんか、米國本來の主

義に悖るものなりとの理由を以て、其加盟の勸告を拒絶したりき。蓋し常に布哇に異圖を有するものと視做されたる、英佛兩國の政府が、各自單獨に布哇の獨立を承認したるのみならず、進で兩國の名の下に、互に其領土を侵さざるを約したるに就ては内部に何等かの理由ある可きは勿論にして、或は豫て米國が布哇に於て優越なる勢力を有し、行く／＼は之を併合するものに非ざるなきやを疑ふの念より、兩國先づ布哇の領土保全を宣言して、之に米國を引入れ、將來に於ける米國の手足を拘束せんとしたるものなりとの説あり。此説或は當れりと思はるゝは、米國は熱心なる布哇の獨立及び領土保全論者にして、表面上その誠意を恠しむことを得ざるものなるが故に、英佛兩國宣言の旨は米國政府の大に歡迎賛同す可き筈と想像せらるゝに、言を左右に託して、之に應せざりしは、即ち布哇の將來に關し、自ら單獨に活動するの自由を保留せんが爲めなりと推察するの外なければなり。

斯の如く一方に於ては、英佛兩國にて布哇獨立の承認談判を進行しつゝある他の一方に、本國ホノル、に於ては、容易ならざる大紛擾を生じて、國家の存立甚だ危険に瀕したりと云ふは、四三年二月前に記したるポーレット卿が英艦ケリースフ

58 オートを率ゐて來り、代理領事と稱するアレキサンダー、シムプソンと相謀り、英國人民と布哇政府との間に蟠まれる諸難件を、一時に解決せんとして、六箇條の要求を提出し、翌日までに回答なきに於ては、直に兵力に訴ふ可しと威嚇し、國王の之に應じたるに乗じて、ポレット卿は更に右六箇條の要求を誇大にして、國王に迫りたるより、王は遂に屈して、一時政權を英國に讓るに決し、英本國政府に於て、果してポレット卿の所爲を認むるや否や、其決定を聞くまで、暫く國王の政府を明渡して英國の臣下たる可しと申出でたるを以て、卿は直に宣言を發して、實權の其掌中に歸したるを布告し、布哇の國旗を徹して英國旗を掲げ、着々諸般の變革を斷行し、一時英領に歸したるの觀ありし其處に、米國軍艦コンステレーション、清國より歸航の途中ホノル、に寄り、此有様を見て、驚くこと一方ならず、直に抗議を申入れたるに次で、英國太平洋艦隊司令官トーマス少將、旗艦ダブリンに搭乘して來り、ポレット卿の所爲を不當と爲し、猶豫なく布告を發して一切の政權を再び國王に還附せしめたり。ケリースフォートの來りたるは二月にして、トーマス少將の着したるは七月なるが故に、布哇が非正式ながら英國に屬したるは前後五箇月餘なりき。

ポレット卿の威嚇に遭ふや、國王は直に英國王及び米國大統領に其窮狀を訟へたるより、英國政府は華盛頓駐劄の英國公使をして國務卿に對し、是れ全く英國政府の認めざる所なるよしを通告せしめ、又米國々務卿レガレは、時の倫敦駐劄公使エヅエレットに書を送りて、「布哇王國が歐洲強國の手中に落つるを防止する爲めに、武力を用ゐて之に當るは、我國本來の主義に適合するものにして、自ら正當なりと信ずるものなり」と告げたるは、米國が次第に布哇を重要視するに至りたる證據にして、英國政府が華盛頓駐劄の公使をして、軍艦ケリースフォートの行爲に就て進で辯明せしめたるは、即ち他國が漸く布哇に於ける米國特殊の地位を認むるに至りたるの明證なりと云ふ可し。

布哇と米國との關係既に斯の如く密接なるに至りたるに拘はらず、兩國間には曩に二六年一たび通商條約を締結したるまゝに上院の批准を得ずして、今日まで恰も無條約の國柄なりし其の一方には、英佛兩國の如き布哇との關係兎角圓滑を缺き易きに關せず、條約を結びて、共に布哇に於て裁判及び關稅に就き、一種の特權を有するの事實なるより、米國政府は屢々代表委員を派して條約締結の事に當ら

60

しめたるも、毎度その功を奏せざりしを、四九年に至り、國務卿クレートンが更めて談判を華盛頓に於て開始し、布哇の代表者ジョン・ジャードスとの間に、遂に一條約 (Treaty of friendship, commerce, navigation and extradition) を締結調印したり。此條約は文明國間に行はるゝ、全盛同等位のものにして、後年布哇が米國に合併せらるゝに至るまで、存續尊重せられたりき。後久しからずして英、佛兩國も、米國に倣ひて同種の條約に調印したり。是れ米國が布哇の獨立を承認し、且つ之を諸他の文明國同様に取扱ふ可き其先例を示したるものにして、布哇の最も徳としたる所なり。

華盛頓に於て右の條約締結談判進行中、布哇にては又々佛國領事と事を構へて、非常の災難を被りたり、之より先き四六年、佛國は英國と共に布哇と新條約を結びたるを、四八年新任佛國領事デイロンなるもの、其批准書を携帶して到着し、佛國王ルイ、ブイリップの贈物として、王の等身畫像を國王カメハメハ三世に獻ずる等、最初の程は、雙方互に親密の如くなりしに、久しからずして爭論を生じ、着任の翌年には既に布哇政府より佛國政府に對し、デイロンの召還を請求するに至れり。爭論事件の重なるものは、佛國ブランデーに課せらるゝ輸入税の高率なること、公文書に

英語を用ゆるの不公平なることの二點なりき。佛國領事は事を同國提督トロムランに訴へたるより、佛國軍艦二隻ホノル、に來り、トロムランは領事デイロンの手に成れる十箇條の要求を國王に提出し、三日間にして回答せざるに於ては、其結果恐る可しと脅喝したり。十箇條の要求と云ふは四六年調印の新條約承認のこゝと以下、舊教徒の待遇、輸入税の輕減、損害賠償等にして、其内重なる二點は、第二條の佛國ブランデー輸入税を半減すること及び第四條の佛人と布哇政府の交通文書は一切佛語を用ゆることの要求なりき。布哇政府は之に對して辯解もしくは讓歩する所ありしも、右の重なる二點に就ては要求を拒絶し、且つ仲裁を第三國に依頼せんことを申出でたるに、トロムラン提督は兵隊を上陸せしめて、税關その他の官衙を占領し、國王のヨットを奪ひ、砲臺を破壊し、銃砲彈藥を放擲破損する等、亂暴狼藉を働きホノル、は恰も無政府の状態に陥りたるより、英米兩國領事はトロムランに抗議を申送り、殊に英國領事は、之を以て四三年英、佛間に約したる布哇領土保全の宣言に違反するものなりと通告したり。佛艦二隻は斯る無法を働きたるまゝ、港外に立去りたりしが、國王は直に使節を佛國に派し、以て條約を新訂し、親交

61

62 を回復せんと欲したるも、其甲斐なくして折角の使節は巴里より倫敦を経て歸國したり。

其歸國の途中、華盛頓に立寄りて、米國政府も亦彼の四三年の英佛宣言に加盟して、布哇の領土保全を公約せんことを求めたるも、國務卿クレイトンは之に應ぜず、唯だ佛布間目下の紛争に就ては、充分の盡力を試む可きを約し、當時巴里駐劄の公使ライヴスをして、佛國外務卿に對し勸告する所あらしめたるに、事不穩に立至りて容易に其功を奏す可くも非ざりしが、之が爲めに佛國をして、米國の布哇に對する立場と決心とを知らしむるを得たりと云ふ。當時國務卿クレイトンより公使ライヴスに送りて、佛國政府に通告せしめたる公文書中に曰く

『國務省は、佛國が其タヒチに對して執りたると同様の政略を、サンドウキツチ群島に對して執るの意思を有す可しとは容易に信ずる能はず。然れども若し貴官の所見にて、之を事情に徴して、此事果して、實際ならんには、貴官は適當なる機會に於て、佛國外務卿に對し、太平洋に於ける米國領土に對するサンドウキツチ群島の位置、及び兩國間に於ける、貸借、通商その他の關係は、同群島が他國の屬領

もしくは、絶對支配の下に歸せんとするを、米國にて漫然傍觀すること能はざらしむるものなる由を通告せらる可し。勿論米國は同群島の主權を欲するものに非ず。唯だ彼等が現在の統治者の下に存續して、諸外國との交情が正當公平に行はれんことを以て満足するのみ。』

五〇年佛國政府はペランなるものをホノル、に送りて、談判を再開せしめたるも、其要求する所、曩にデイロンの提出したるものと同一なりければ、布哇は又も之を拒絶したり。米國政府は之を聞き、ペランが再びデイロン同様の難題を申出づるに就ては、佛國政府の本旨は、同島を併呑するの口實を作らんとするものに外ならずとて、國務卿ウェブスターは巴里なるライヴス公使に命じて、米國の決心を佛國政府に通せしめたる其公文書の中に曰く、

『佛國の斯かる態度は、米國政府及び人民に於て、之を不満足に感せざらんと欲するも得べからず。爲めに或は佛國政府との我現時の友情をして甚だしく損傷せしむるに至る可し、是れ悲しむ可き結果とは云はざるを得ず。故に若し時機遅からずとせば、貴官は此問題に就き、佛國外務卿に對し、今後佛國は布哇群島の主權

と獨立とに反する手段を放棄し、且つ佛國の代表者が國際法及び佛布間の條約に悖りて爲したる從來の行爲を改めしむるやう、勸告を與へらる可し。』

クレイトン、ウエブスター共に斷乎として、佛國政府の行動を責め、布哇の獨立を全うせしめんと期したること斯の如くなるに、其本國布哇に於ては、佛國の爲めに苦しめらるること屢々にして、獨立の名徒に存するも、其實の認む可きものなく、毎度外國の侮を受くるの有様なるを悲しみ、國王は遂に米國に頼りて此窮境を脱するに若かずとて、五一年百官を召して協議の後、布哇は其佛國との間に、獨立國として修交々通するの地位に達するまで、暫く米國の保護を仰ぐ可し、此事もし行はる可からずとせば、永遠に米國の保護國たるも苦しからず』との布告を發するに決し、布哇駐在の米國代表者セヴェヤランスを通じて、米國に哀訴するの止むを得ざるに至りたり。ウエブスターは之を拒絶したれども、此事傳へらるゝに及び、佛國は遂に讓歩して、布哇との間に新條約を締結し、芽出度く紛争の終りを告げ、布哇は事實上獨立國の體面を保持することを得るに至れり。(未完)

講演

本年度の歳計に就て

若槻禮二郎

私は此より暫時本年度の歳計に就いて諸君の御聽を煩したいと思ひます。是は昨年の秋頃から世間にも話されて居れば議會等の討論の問題になつて居るのであつて、今日から見れば殆ど徹の生へたやうな御話であります。他に適當な問題を見出すことが出来ませぬので止を得ず是まで世間で何度も言はれたことを繰返して申すのであつて、甚だ御迷惑のこと、存じますが何とぞ暫時御聽きを願ひます。殊に財政意見に就いての御話ならば、計畫に關する利害得失の論究などでありませれば随分御話を致します度毎に、或は人の變る毎に、愉快に御話が出来らうと思ひますけれども事實を御話するのでありますから矢張り同じこと

講演

を屢々繰返して言ふに過ぎぬと云ふことは豫め御承知置を願ひたいのであります。尙ほもう一つ御斷り申上げるのは、是から申上げるのは誠に無味乾燥な數字を羅列して御聽きに入れるのであつて決して奇抜な議論とか、面白い話ではないと云ふことでもあります。但し諸君の如き理財學を研究せられる御方は、割合に無味乾燥な數字を忍んで御聽きなされるだけの素養があると考へるのであります。又詰らない數字を忍んで聽かれるのが即ち諸君が理財學の研究をなされて、而も理財家となられる資格があると云ふ證據になるのでありますから、私の詰らない話を御聽きなされるのが、或は皆様の資格を十分證明なさる機會であるかも知れぬと思ひます。

是から數字を羅列するのでありますが、成べく前年度と比べて何所が違つて居るか、即ち今年實行せられつゝある豫算、即ち四十三年度の豫算は四十二年の豫算に比べて何所が違つて居るかと云ふことを申上げて御參考にしやうと思ひます。是

三一